**令和４年１０月版**

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 備考・確認事項 | 点検  結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | （１）指定短期入所事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めている　　　か。 | 法第43条  平18厚令171  第3条第2項 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 平18厚令171  第3条第3項 | 運営規程  研修計画、研修実施記録  虐待防止関係書類  体制の整備をしていることが分かる書類 | 虐待研修実施  　　　有・無  →一般研修は別項目 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っているか。 | 平18厚令171  第114条 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| 第２　人員に関する基準  １　従業者の員数 | （１）法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所(併設事業所）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次に掲げる場合に応じた数となっているか。  ①　指定障害者支援施設その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、②に掲げるものを除く。）（入所施設等）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上  ②　指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（指定自立訓練（生活訓練）事業者等）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数  ア　指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（指定自立訓練（生活訓練）等）を提供する時間帯　指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上  イ　指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）　次のａ又はｂに掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれａ又はｂに定める数  ａ　当該日の指定短期入所の利用者の数が６以下　１以上  ｂ　当該日の指定短期入所の利用者の数が７以上　１に当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | 法第43条第1項  平18厚令171  第115条第1項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（空床利用型事業所）に置くべき従業者の員数は、次に掲げる場合に応じた数となっているか。  ①　入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合　当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上  ②　指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数  ア　指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯　当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上  イ　指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）　次のａ又はｂに掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれａ又はｂに掲げる数  ａ　当該日の指定短期入所の利用者の数が６以下１以上  ｂ　当該日の指定短期入所の利用者の数が７以上１に当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  （３）併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（単独型事業所）に置くべき生活支援員の員数は次に掲げる場合に応じた数となっているか。  ①　指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所、指定就労継続支援Ｂ型事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（指定生活介護事業所等）において、指定短期入所の事業を行う場合　ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間　当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上  イ　指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間の場合　次のａ又はｂに掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ ａ又はｂに掲げる数  ａ　当該日の利用者の数が6以下　1以上  ｂ　当該日の利用者の数が7以上　1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  ②　指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合　①のａ又はｂに掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ①のａ又はｂに掲げる数  ◎解釈通知第６の２の（１）  （１）従業者の員数（基準第115 条）  ①　併設事業所の場合（第115 条第１項）  ア　指定障害者支援施設等（指定宿泊型自立訓練事業所等を除く。）が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合併設事業所に置くべき従業員の員数は、指定短期入所の利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、当該併設本体施設として必要とされる数以上とする。  この場合の「当該併設本体施設として必要とされる数」とは、当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数をいうものである。  イ　指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合は、（ⅰ）又は（ⅱ）に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ（ⅰ）又は（ⅱ）に掲げる数とする。  （ⅰ）　指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する時間帯においては、当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び当該併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。  （ⅱ）　指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所を提供する時間帯であって、（ⅰ）に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が６名以下の場合においては１以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が７以上の場合においては、１に当該日の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上とする。  ②　空床利用型事業所の場合（第115 条第２項）  空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、①を準用  する。なお、介護保険法による指定短期入所生活介護事業又は基準該当短期入所生活介護事業所について、空床利用型事業所として指定する場合における当該空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11 年厚生省令第37 号）第121 条第１項各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者の員数を確保していれば足りること。  ③　併設事業所及び空床利用型事業所におけるその他の留意事項  日中、自立訓練(機能訓練)のみを行っている指定障害者支援施設に併設する指定短期入所事業所において、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合など、併設本体施設又は指定障害者支援施設等として置くべき従業者の職種又は員数から、適切な指定短期入所の提供が困難である場合には、①又は②の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、医師及び看護職員も含め、必要な職種及び員数の従業者が確保されるよう努めること。  ④　単独型事業所の場合（第115 条第３項）  ア　指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所、指定就労継続支援Ｂ型事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第21 条の５の15 第１項に規定する障害児通所支援事業所（以下この④において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業（単独型事業所に係るものに限る。）を行う場合は、(ⅰ)又は(ⅱ)に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ(ⅰ)又は(ⅱ)に掲げる数とする。  (ⅰ)　指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型、指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21 条の５の15 第１項に規定する障害児通所支援事業所のサービス提供時間においては、当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。  (ⅱ)　指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、(ⅰ)に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が６名以下の場合においては１以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が７以上の場合においては、１に当該日の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上とする。  イ　指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合はアの(ⅱ)を準用する。  ウ　ア及びイに掲げる生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置した場合であっても、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、利用者の状況に応じた適切な指定短期入所の提供が行われるよう、生活支援員のほか、医師及び看護職員も含め、必要な職種の従業者が確保されるよう努めること。 | 平18厚令171  第115条第2項  平18厚令171  第115条第3項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） |  | 適  否  該当なし  適  否  該当なし |
| ２　管理者 | 指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定短期入所事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。  （２）管理者（基準第116 条）  指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の１の（７）の①を参照されたい。  ◎解釈通知第４の１  (7)管理者（基準第51条）  ①管理者の専従  指定療養介護事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定療養介護事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。  ア　当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  イ　当該指定療養介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合 | 平18厚令171  第116条  準用（第51条） | 管理者の雇用形態が分かる書類  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 | 管理者名  兼務の状況 | 適  否  該当なし |
| 第３　設備に関する基準  　設備及び備品等 | （１）指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものとなっているか。 | 法第43条第2項  平18厚令171  第117条第1項 | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）併設事業所にあっては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときに、当該併設本体施設の設備(居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。 | 平18厚令171  第117条第2項 | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有しているか。 | 平18厚令171  第117条第3項 | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 | 玄関、入口、通路等が整理され、通行時の安全に問題はないか。 | 適  否  該当なし |
|  | （４）単独型事業所にあっては、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けているか。 | 平18厚令171  第117条第4項 | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）(4)に規定する設備の基準は次のとおりとなっているか。  ①　居室  　　　ア　居室の定員は4人以下となっているか。  イ　地階に設けていないか。  　　　ウ　利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8平方メートル以上となっているか。  エ　寝台又はこれに代わる設備を備えているか。  　　　オ　ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。  ②　食堂  ア　食事の提供に支障がない広さを有しているか。  イ　必要な備品を備えているか。  ③　浴室  　利用者の特性に応じたものであるか。  　　④　洗面所  ア 居室のある階ごとに設けているか。  イ　利用者の特性に応じたものであるか。  ⑤　便所  ア　居室のある階ごとに設けているか。  イ　利用者の特性に応じたものであるか。  ◎解釈通知第６の３  （１）併設事業所の場合（基準第117条第２項）  指定短期入所事業所の設備は、指定短期入所の運営上及びサービス提供上、当然設けなければならないものであるが、併設事業所にあっては、併設本体施設の設備を利用することにより、指定短期入所事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所事業所の利用者及び当該併設本体施設の利用者のサービス提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。ただし、併設本体施設の居室を指定短期入所の用に供することは認められない。  （２）空床利用型事業所の場合（同条第３項）  空床利用型事業所の設備については、その居室を利用する指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りるものとしたものである。  （３）単独型事業所の場合（同条第４項）  単独型事業所を設置して指定短期入所を行う場合、その設備の基準は基準第117条第５号のとおりである。 | 平18厚令171  第117条第5項 | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 |  | 適  否  該当なし |
| 第４　運営に関する基準  １　内容及び手続　の説明及び同意 | （１）指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  ◎解釈通知第３の３  （１）内容及び手続の説明及び同意（基準第９条）  指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。  なお、利用者及び指定居宅介護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。  また、利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45 号）第77 条第１項の規定に基づき、  ①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②　当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容  ③　当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ④　指定居宅介護の提供開始年月日  ⑤　指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口  を記載した書面を交付すること。  なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 法第43条第2項  平18厚令171  第125条準用  （第9条第1項） | 重要事項説明書  利用契約書（利用者または家族の署名捺印） | 最新の重要事項説明書の確認  実際に使われている（利用者の同意がある）ものについて確認  契約書  　有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  ◎解釈通知第６の４  （８）準用（基準第125条）  第９条、第11条から第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第33条の２、第35条の２から第42条まで、第60条、第66条、第68条、第70条、第74条、第87条及び第90条から第92条までの規定は、指定短期入所の事業について準用されるものであることから、第三の３の（１）、（３）から（７）まで（（３）の②を除く。）、（９）、（10）、（12）、（13）、（17）、（18）、（23）及び（26）から（33）まで並びに第四の３の（９）、（15）、（17）、（19）及び（22）並びに第五の３の（６）、（９）から（11）を参照されたい。  ◎解釈通知第３の３  （１）内容及び手続の説明及び同意（基準第９条）  指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。  なお、利用者及び指定居宅介護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。  また、利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第１項の規定に基づき、  ①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②　当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容  ③　当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ④　指定居宅介護の提供開始年月日  ⑤　指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。  なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 平18厚令171  第125条準用  （第9条第2項） | 重要事項説明書  利用契約書（利用者または家族の署名捺印）  その他利用者に交付した書面 |  | 適  否  該当なし |
| ２　提供拒否の禁止 | 指定短期入所事業者は、正当な理由がなく指定短期入所の提供を拒んでいないか。  ◎解釈通知第３の３  （３）提供拒否の禁止（基準第11条）  指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、  ①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  ③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合  ④　入院治療が必要な場合  である。 | 平18厚令171  第125条準用  （第11条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ３　連絡調整に対する協力 | 指定短期入所事業者は、指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。  ◎解釈通知第３の３  （４）連絡調整に対する協力（基準第12条）  指定居宅介護事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第12条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ４　サービス提供困難時の対応 | 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  ◎解釈通知第３の３  （５）サービス提供困難時の対応（基準第13条）  指定居宅介護事業者は、基準第11条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合には、基準第13条の規定により、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第13条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ５　受給資格の確認 | 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。  ◎解釈通知第３の３  （６）受給資格の確認（基準第14条）  指定居宅介護の利用に係る介護給付費を受けることができるのは、支給決定障害者等に限られるものであることを踏まえ、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、利用者の提示する受給者 証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第14条） | 受給者証の写し |  | 適  否  該当なし |
| ６　介護給付費の支給の申請に係る援助 | （１）指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第15条第1項） | 適宜必要と認める資料 | 支給決定を受けていない者からの申請  　有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。  ◎解釈通知第３の３  （７）介護給付費の支給の申請に係る援助（基準第15条）  ①　支給決定を受けていない利用者  基準第15条第１項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。  ②　利用継続のための援助  同条第２項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第15条第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ７　心身の状況等の把握 | 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第16条） | アセスメント記録  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| ８　指定障害福祉　サービス事業者等との連携等 | （１）指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第17条第1項） | 個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第17条第2項） | 個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| ９　サービスの提供の記録 | （１）指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を指定短期入所の提供の都度、記録しているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第19条第1項） | サービス提供の記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定短期入所を提供したことについて確認を受けているか。  ◎解釈通知第３の３  （９）サービスの提供の記録（基準第19条）  ①　記録の時期  基準第19条第１項は、利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での指定居宅介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝 達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。  ②　利用者の確認  同条第２項は、同条第１項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第19条第2項） | サービス提供の記録 |  | 適  否  該当なし |
| 10　指定短期入所の開始及び終了 | （１）指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。 | 平18厚令171  第118条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。  ◎解釈通知第６の４  （１）指定短期入所の開始及び終了（基準第118条）  ①　利用期間  指定短期入所事業者は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとしたものであるが、これは、指定短期入所は、いたずらに長期間利用することがないよう、客観的な利用者の生活状況等を踏まえ、より適切な入所期間とすること。  ②　保健医療機関等との連携  基準第118条第２項は、利用者が指定短期入所の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所事業者は、指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供の終了後においても利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第118条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 11　入退所の記録の記載等 | （１）指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。 | 平18厚令171  第119条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。  ◎解釈通知第６の４  （２）入退所の記録の記載（基準第119 条）  ①　受給者証への必要事項の記載  指定短期入所事業者は、支給量管理の観点から、利用者の入退所の都度、受給者証に入退所年月日等の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載することとしたものである。  ②　受給者証の確認  指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされたが、これは利用者の支給量管理のために定められたものであり、介護給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。 | 平18厚令171  第119条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 12　指定短期入所事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第20条第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。  ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。  ◎解釈通知第３の３  （10）支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第20条）  指定居宅介護事業者は、基準第21条第１項から第３項に規定する額の他曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである | 平18厚令171  第125条準用  （第20条第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 12の2　利用者負担額にかかる管理 | 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定短期入所及び他の指定障害  福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等  費用基準額から当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  この場合において、当該指定短期入所事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  ◎解釈通知第３の３  （12）利用者負担額に係る管理（基準第22条）  指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、利用者負 担額等に係る管理を行うこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。 | 平18厚令171  第125条準用  （第22条） | 適宜必要と認める資料 | 上限額管理事業所となっている事例  　　　　　　件 | 適  否  該当なし |
| 13　利用者負担額等の受領 | （１）指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 平18厚令171  第120条第1項 | 請求書  領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 平18厚令171  第120条第2項 | 請求書  領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定短期入所事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者等から受けることができる次に掲げる費用の支払いを支給決定障害者等から受けているか。  ①　食事の提供に要する費用  （次のイ又はロに定めるところによる）  イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  ロ　指定短期入所事業所の利用者のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）であるもの又は第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額  　　②　光熱水費  　　③　日用品費  ④　①から③に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの | 平18厚令171  第120条第3項 | 請求書  領収書 | ①食費  ▲　日単位で設定している場合、１食単位とするよう依頼  ▲　食事提供体制加算の有無  　有・無  有の場合、低所得者の食費減額(68単位)を確認  ②光熱水費  ③日用品費  ④その他 | 適  否  該当なし |
|  | （４）(3)の①及び②に掲げる費用については、平成18年厚生労働省告示第545号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。 | 平18厚令171  第120条第4項  平18厚告545 | 重要事項説明書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定短期入所事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。  （６）指定短期入所事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。  ◎解釈通知第６の４  （３）利用者負担額等の受領（基準第120 条）  ①　利用者負担額の受領等  指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の３の（11）の①、②、④及び⑤を参照されたい。  （11）利用者負担額等の受領（基準第21 条）  ①　利用者負担額の受領  基準第21 条第１項は、指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定居宅介護についての利用者負担額として、法第29 条第３項第２号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の１割相当額の方が低い場合は、１割相当額）の支払を受けなければならないことを規定したものである。  なお、法第31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。  ②　法定代理受領を行わない場合  同条第２項は、指定居宅介護事業者が法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該指定居宅介護につき法第29 条第３項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護に要した費用（法第29 条第１項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該居宅介護に要した費用の額）の支払を受けるものとしたものである。  ④　領収証の交付  同条第４項は、前３項の規定による額の支払を受けた場合には当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。  ⑤　利用者の事前の同意  同条第５項は、同条第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとしたものである。  ②　その他受領が可能な費用の範囲  基準第120 条第３項は、指定短期入所事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、  ア　食事の提供に要する費用  イ　光熱水費  ウ　日用品費  エ　日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。  なお、エの費用の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月６日障発第1206002号当職通知）によるものとする。 | 平18厚令171  第120条第5項  平18厚令171  第120条第6項 | 領収書  重要事項説明書 |  | 適  否  該当なし |
| 14　介護給付費の額に係る通知等 | （１）指定短期入所事業者は、法定代理受領により市町村から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第23条第1項） | 通知の写し |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。  ◎解釈通知第３の３  （13）介護給付費の額に係る通知等（基準第23条）  ①　利用者への通知  基準第23条第１項は、指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。  ②　サービス提供証明書の利用者への交付  同条第２項は、基準第21条第２項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第23条第2項） | サービス提供証明書の写し |  | 適  否  該当なし |
| 15　指定短期入所の取扱方針 | （１）指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。 | 平18厚令171  第121条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 平18厚令171  第121条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  ◎解釈通知第６の４  （４）指定短期入所の取扱方針（基準第121 条）  基準第121条第２項に規定するサービスの提供方法等とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。 | 平18厚令171  第121条第3項 | 適宜必要と認める資料 | 第三者評価受診の有無  　有・無  (令和　年　 月 日) | 適  否  該当なし |
| 16　サービスの提供 | （１）指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | 平18厚令171  第122条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。 | 平18厚令171  第122条第2項 | 適宜必要と認める資料 | 入浴の頻度  清拭対象者数 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。 | 平18厚令171  第122条第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。 | 平18厚令171  第122条第4項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | ５）利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。  ◎解釈通知第６の４  （５）サービスの提供（基準第122 条）  ①　サービス提供の基本方針  指定短期入所の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持又は向上が図られるよう、適切な技術をもって支援すること。  また、同一法人内の複数の指定短期入所事業所において、同一利用者へ短期入所が提供される場合、その利用者の状態や意向等を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所が繰り返されることは望ましくない。  なお、サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。  ②　入浴の実施  基準第122 条第２項で定める入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。  なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。  ③　食事の提供  ア　栄養管理等  同条第４項及び第５項に定める食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定短期入所事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。  （Ⅰ）利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること  （Ⅱ）調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。  （Ⅲ）適切な衛生管理がなされていること。  イ　外部委託との関係  食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定短期入所事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。 | 平18厚令171  第122条第5項 | 適宜必要と認める資料 | 委託の有無  委託先 | 適  否  該当なし |
| 17　緊急時等の対応  18　支給決定障害者等に関する市町村への通知 | 従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第３の３  （17）緊急時の対応（基準第28条）  従業者が現に指定居宅介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急 時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。  指定短期入所事業者は、指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ◎解釈通知第３の３  （18）支給決定障害者等に関する市町村への通知（基準第29条）  法第８条第１項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定居宅介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第28条）  平18厚令171  第125条準用  （第29条） | 緊急時対応マニュアル  ケース記録  事故等の対応記録  適宜必要と認める資料 | 事例の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
| 19　運営規程 | 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業（第2の1の（2）の規定の適用を受ける施設にあっては③を除く。）の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種、員数及び職務の内容  ③　利用定員  　④　指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  　⑤　サービス利用に当たっての留意事項  　⑥　緊急時等における対応方法  　⑦　非常災害対策  　⑧　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑨　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑩　その他運営に関する重要事項  ◎解釈通知第６の４  （６）運営規程（基準第123条）  指定短期入所の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所の提供を確保するため、基準第123 条第１号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。  ①　利用定員（第３号）  空床利用型事業所を除く短期入所事業所にあっては、利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。  ②　その他運営に関する重要事項（第10号）  障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。 | 平18厚令171  第123条 | 運営規程 | 職員は名札等により、氏名・職名を明示しているか。 | 適  否  該当なし |
| 20　業務継続計画の策定等 | （１）指定短期入所事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第33条の2第1項） | 業務継続計画 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第33条の2第2項） | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定短期入所事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ◎解釈通知第３の３  （23）業務継続計画の策定等（基準第33条の２）  ①　基準第33条の２は、指定居宅介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の２に基づき指定居宅介護事 業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場 合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修 及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにする ことが望ましい。 なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 10 号。以下「令 和３年改正省令」という。）附則第３条において、３年間の経過措置 を設けており、令和６年３月 31 日までの間は、努力義務とされている。  ②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感 染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  ア　感染症に係る業務継続計画  ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ　初動対応  ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ　災害に係る業務継続計画  ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ｃ　他施設及び地域との連携  ③　従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対 応にかかる理解の励行を行うものとする。従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること が望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ④　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場 合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。な お、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令171  第125条準用  （第33条の2第3項） | 業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 21　定員の遵守 | 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。  ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  ①　併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  　②　空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活住居及びユニットの入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  ③　単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  ◎解釈通知第６の４  （７）定員の遵守（基準第124条）  指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の３の（17）を参照されたい。なお、この場合の指定短期入所事業所が定める利用定員は次のとおりとする。  ①　併設事業所の場合  併設事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数  ②　空床利用型事業所の場合  指定障害者支援施設等の居室のベッド数  ③　単独型事業所の場合  単独型事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数  ◎解釈通知第４の３  （18）定員の遵守（基準第69 条）  利用者に対する指定療養介護の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定療養介護事業所が定める利用定員（指定療養介護の事業の専用の病室のベッド数）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源  の状況等から新規の利用者を当該指定療養介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能と  することとしたものである。  ①　１日当たりの利用者の数  ア　利用定員50人以下の指定療養介護事業所の場合  １日当たりの利用者の数（複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定療養介護の単位ごとの利用者の数。イ及び②において同じ。）が、利用定員（複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定療養介護の単位ごとの利用定員。イ及び②において同じ。）に110％を乗じて得た数以下となっていること。  イ　利用定員51人以上の指定療養介護事業所の場合  １日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105％を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。  ②　過去３月間の利用者の数  過去３月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105％を乗じて得た数以下となっていること。 | 平18厚令171  第124条 | 運営規程  利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 定員　　　　人  定員超過減算あり | 適  否  該当なし |
| 22　身体拘束等の禁止 | （１）指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第35条の2第1項） | 個別支援計画  身体拘束等に関する書類 | 事例の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第35条の2第2項） | 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定短期入所事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。  ◎解釈通知第３の３  （26）身体拘束等の禁止(基準第35条の２)  ①　基準第35条の２第１項及び第２項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を 行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。  ②　同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神 科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正 性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。  ③　同条同項第２号の指定居宅介護事業所が整備する「身体拘束等の適 正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ④　同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えな い。 | 平18厚令171  第125条準用  （第35条の2第3項） | 委員会議事録  身体拘束等の適正化のための指針  研修を実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 23　秘密保持等 | （１）指定短期入所事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第36条第1項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 | H25. 7.19 ＷＡ  Ｍ参照 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第36条第2項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書  その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定短期入所事業者は、他の指定短期入所事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  ◎解釈通知第３の３  （27）秘密保持等（基準第36条）  ①　基準第36条第１項は、指定居宅介護事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。  ②　同条第２項は、指定居宅介護事業者に対して、過去に当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。  ③　同条第３項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第36条第3項） | 個人情報同意書 |  | 適  否  該当なし |
| 24　情報の提供等 | （１）指定短期入所事業者は、指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定短期入所事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第37条第1項） | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第37条第2項） | 事業者のＨＰ画面・パンフレット |  | 適  否  該当なし |
| 25　利益供与等の禁止 | （１）指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第38条第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  ◎解釈通知第３の３  （28）利益供与等の禁止（基準第38条）  ①　基準第38条第１項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。  ②　同条第２項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第38条第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 26　苦情解決 | （１）指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第39条第1項） | 苦情受付簿  重要事項説明書  契約書  事業所の掲示物 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第39条第2項 | 苦情者への対応記録  苦情対応マニュアル |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第39条第3項） | 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第39条第4項） | 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当　　該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第39条第5項） | 都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）指定短期入所事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第39条第6項） | 都道府県等への報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）指定短期入所事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  ◎解釈通知第３の３  （29）苦情解決（基準第39条）  ①　基準第39条第１項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談 窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。  ②　同条第２項は、苦情に対し指定居宅介護事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定居宅介護事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。  また、指定居宅介護事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。  ③　同条第３項は、住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることから、市町村が、指定居宅介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。  ④　同条第７項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである | 平18厚令171  第125条準用  （第39条第7項） | 運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 |  | 適  否  該当なし |
| 27　事故発生時の対応 | （１）指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第40条第1項） | 事故対応マニュアル  都道府県、市町村、家族等への報告記録 | 対応マニュアルの有無  有・無  マニュアルが具体的なものとなっているか  □従業者への周知  □市町村・保健所への報告  事例の有無  有・無  記録確認  □事故報告  □ヒヤリハット  ※事例分析がされているか  賠償保険加入の有無  有・無  保険請求例あれば自己記録あるべきで分析も必要 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。  ◎解釈通知第３の３  （30）事故発生時の対応（基準第40条）  利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供 により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。  このほか、次の点に留意するものとする。  ①　利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくことが望ましいこと。また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ②　指定居宅介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。  ③　指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。 | 平18厚令171  第125条準用  （第40条第2項） | 再発防止の検討記録  損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） |  | 適  否  該当なし |
| 28　虐待の防止 | 指定短期入所護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定短期入所事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定短期入所事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  ◎解釈通知第３の３  (31)虐待の防止（基準第40条の２）  ①　同条第１号の虐待防止委員会の役割は、  ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）  ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場 環境の確認等）  ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）の３つがある。虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には、次のような対応を想定している。  ア　虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。  ウ　虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ　事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。  オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。  カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  キ　再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。  ②　指定居宅介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　虐待発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ③　同条第２号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護 事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ④　同条第３号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | 平18厚令171  第125条準用  （第40条の2） | 委員会議事録  研修を実施したことが分かる書類  担当者を配置していることが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 29　会計の区分 | 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  ◎解釈通知第３の３  （32）会計の区分（基準第41条）  指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第41条） | 収支予算書・決算書等の会計書類 |  | 適  否  該当なし |
| 30　記録の整備 | （２）指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から５年間保存しているか。  ◎解釈通知第３の３  （33）記録の整備（基準第42条）  指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、基準第42条第２項により、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該居宅介護を提供した日から、少なくとも５年以上保存しておかなければならないこととしたものである。  ①　指定居宅介護に関する記録  ア　基準第19条に規定する指定居宅介護の提供に係る記録 イ　基準第26条に規定する居宅介護計画  ウ　基準第35条の２第２項に規定する身体拘束等の記録  エ　基準第39条に規定する苦情の内容等に係る記録  オ　基準第40条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ②　基準第29条に規定する市町村への通知に係る記録 | 平18厚令171  第125条準用  （第42条第2項） | 各種記録簿冊 |  | 適  否  該当なし |
| 31　相談及び援助 | 指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。  ◎解釈通知第４の３  （９）相談及び援助（基準第60条）  基準第60条は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的にサービスを利用する利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。 | 平18厚令171  第125条  準用（第60条) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 32　管理者の責務 | （１）指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  ◎解釈通知第４の３  （15）管理者の責務（基準第66条）  指定療養介護事業所の管理者の責務として、指定療養介護事業所の従業者の管理及び指定療養介護事業所の業務の実施状況の把握その他の 管理を一元的に行うとともに、当該指定療養介護事業所の従業者に基準第三章第四節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第68条第1項) | 従業者の勤務表 | 代表者  法令遵守責任者 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、当該指定短期入所事業所の従業者によって指定短期入所を提供しているか。  ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 平18厚令171  第125条準用  （第68条第2項) | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定短期入所事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第68条第3項) | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定短期入所事業者は、適切な指定短期入所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第４の３  （17）勤務体制の確保等（基準第68条）  利用者に対する適切な指定療養介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。  ①　基準第68条第１項は、指定療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定療養介護の単位等により２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関 係等を明確にすることを定めたものであること。  ②　同条第２項は、指定療養介護事業所は原則として、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。  ③　同条第３項は、指定療養介護事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定療養介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。  ④　同条第４項の規定は、基準第33条第４項の規定と基本的に同趣旨であるため、第三の1の(22)を参照されたいこと。  （22）勤務体制の確保等（基準第 33 条）  ④　同条第４項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項の規定に基づき、指定居宅介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等 から受けるものも含まれることに留意すること。  ア　指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容  指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が 職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ず べき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ　指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメ ントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。  なお、パワーハラスメント防止のための指定居宅介護事業者の方 針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下 又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされている が、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。  イ　指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行 為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理 上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | 平18厚令171  第125条準用  （第68条第4項) | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 34　非常災害対策 | （１）指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第70条第1項） | 非常火災時対応マニュアル（対応計画）  運営規程  通報・連絡体制  消防用設備点検の記録 | 計画の有無  有・無  従業者への周知状況  関係機関への通報・連絡体制の確認 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  ◎解釈通知第３の３  （19）非常災害対策（基準第70条）  ①　非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。  ②　「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭 和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。  ③　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を 含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。  ④　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。  ⑤　基準第70条第３項は、指定療養介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | 平18厚令171  第125条準用  （第70条第2項） | 避難訓練の記録  消防署への届出 | 訓練は年２回以上実施しているか。  (消防法施行規則§３⑩)  訓練実施記録の確認 | 適  否  該当なし |
| 35　衛生管理等 | （１）指定短期入所事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 平18厚令171  第125条準用  （第90条第1項） | 衛生管理に関する書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ①　指定短期入所護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。    ②　指定短期入所事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ③　指定短期入所事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ◎解釈通知第５の３  （９）衛生管理等（基準第90 条）  指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の３の（20）を参照されたい。  ◎解釈通知第４の３  （20）衛生管理等（基準第71条）  ①　基準第71条は、指定療養介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。  ア　指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。  イ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。  ウ　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること  ②　基準第71条第２項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。  ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定療養介護事業所内 の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。また、指定療養介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として 積極的に活用することが望ましい。  イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  指定療養介護事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては、指定療養介護事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄 物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における指定療養介護事業所内の連絡体制や前記の関係機関 への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて 検討すること。  ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基づいた衛生管 理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定療養介護 事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策 研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を 委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。  また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定療養介護事 業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定居宅介護事業所の実態に応じ行うこと。  エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定療養介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令171  第125条準用  （第90条第2項） | 衛生管理に関する書類  委員会議事録  感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  研修及び訓練を実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 36　地域との連携等 | 指定短期入所事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  ◎解釈通知第４の３  （22）地域との連携等（基準第74条）  指定療養介護事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第74条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 37　健康管理 | 指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。  ◎解釈通知第５の３  （６）健康管理（基準第87条）  利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである | 平18厚令171  第125条準用  （第87条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 38　協力医療機関 | 指定短期入所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか  ◎解釈通知第５の３  （10）協力医療機関等（基準第91条）  協力医療機関は、指定生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。 | 平18厚令171  第125条準用  （第91条） | 適宜必要と認める資料 | 協力医療機関名 | 適  否  該当なし |
| 39　掲示 | 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定短期入所事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定短期入所事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  ◎解釈通知第５の３  （11）掲示（基準第92条）  基準第92条の規定は、基準第35条と基本的に同趣旨であるため、第四の３の（21）を参照されたい。  ◎解釈通知第４の３  （21）掲示（基準第72条）  基準第72条の規定は、基準第35条と基本的に同趣旨であるため、第三の1の(25)を参照されたい。  ◎解釈通知第３の１  （25）掲示(基準第35条)  ①　基準第35条第１項は、指定居宅介護事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介 護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、 次に掲げる点に留意する必要がある。  ア　指定居宅介護事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②　同条第２項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。 | 平18厚令171  第125条準用  （第92条第1項・第2項） | 事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | 掲示又はこれに代わる方法  苦情対応方法・利用料の掲示もあるか  ※利用料はH18. 9.29厚告545参照 | 適  否  該当なし |
| 40　電磁的記録等 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は５の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。 | 平18厚令171  第224条第1項 | 電磁的記録簿冊 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | 平18厚令171  第224条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第５　共生型障害福祉サービスに関する基準  １　共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準 | 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（共生型短期入所）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防居宅サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）は、当該事業に関して、以下の基準を満たしているか。  （１）指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定短期入所生活介護事業所等）の居室の面積を、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護（指定短期入所生活介護等）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。 | 平18厚令171  第125条の2 | 平面図  【目視】  利用者数が分かる書類 | 介護・児童サービスの利用者  　　　　　人  共生型生活介護の利用者  　　　　　人  従業者数  　　　　　人  居室面積  　　　　　㎡  技術的支援を受  ける関係施設 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。 |  | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  ◎解釈通知第６の５  （１）共生型短期入所を行う指定短期入所生活介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準第125条の２、第125条の３）  共生型短期入所にかかる共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う介護保険法による指定短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。  ①　従業者の員数  指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型短期入所を受ける利用者（障害児者）の数を含めて当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。なお、共生型短期入所の管理者と指定短期入所生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。  ②　設備に関する基準  指定短期入所生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。  なお、当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。  ③　指定短期入所事業所その他の関係施設から、指定短期入所生活介護事業所等が障害児者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。 |  | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ２　共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準 | 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業に関して、以下の基準を満たしているか。  （１）指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。 | 平18厚令171  第125条の3 | 平面図  【目視】 | 介護・児童サービスの利用者  　　　　　人  共生型生活介護の利用者  　　　　　人  従業者数  　　　　　人  居室面積  　　　　　㎡ | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 |  | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 |  | 適宜必要と認める資料 | 技術的支援を受ける関係施設 | 適  否  該当なし |
| ３　準用 | （第１の（３）、第２の２及び第４を準用）  ◎解釈通知第６の５  （２）準用（基準第125条の４）  基準第125条の４の規定により、基準第９条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第33条の２、第35条の２から第42条まで、第51条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第114条及び前節（第124条及び第125条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用されるものであるため、第三の３の(１)、(３)から(７)まで、(９)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18)、（23）、（26）から（33）まで、第四の１の(7)、第四の３の(９)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)、(22)、第五の３の(６)、(９)、(10)、第六の４（(７)、(８)を除く）を参照されたいこと。なお、基準第123条第３号の規定について、共生型短期入所の利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定短期入所生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。  (例)　定員５人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利用者が４人、指定短期入所生活介護等の利用者が１人であっても、共生型短期入所の利用者が２人、指定短期入所生活介護等の利用者が３人であっても、差し支えない。  ◎解釈通知第６の５  （３）その他の共生型サービスについて  共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の４の（３）を参照されたい。  ◎解釈通知第５の４  （３）その他の共生型サービスについて  高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、  ・デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの  ・法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの  ・介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、障害福祉制度の基準該当サービスを活用して一体的にサービス提供しているもの  についても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。 | 平18厚令171  第125条の4準用（第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第33条の2、第35条の2から第42条まで、第51条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第114条及び前節（第124条及び第125条を除く。）） | 同準用項目と同一文書 |  | 適  否  該当なし |
| ４　電磁的記録等 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。 | 平18厚令171  第224条第1項 | 電磁的記録簿冊 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。 | 平18厚令171  第224条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第６　基準該当障害福祉サービスに関する基準  １　指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例 | 基準該当短期入所事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。  （１）指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供するものであること。 | 法第30条  第1項第2号ｲ  平18厚令171  第125条の2 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たり上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、6人）までの範囲内とすること。 |  | 運営規程  利用者数が分かる書類（利用者名簿等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ又は第175条第2項第2号ハに規定する個室をいう。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。 |  | 平面図  【目視】  定員関係の資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  ◎解釈通知第６の６  （１）指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第125条の２）  介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとお  りであること。  ①　指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第94条の２の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第163条の２の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第172条の２の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の８の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の４において準用する指定通所支援基準第54条の８の規定により基準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供するものであること。  ②　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の３分の１から９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６人）までの範囲内とすること。  ③　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43㎡以上であること。  ④　指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。 |  | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ２　利用者負担額等の受領 | （第４の１３の（２）から（６）を準用） | 平18厚令171  第125条の3  準用（第120条第2項から第6項） | 同準用項目と同一文書 |  | 適  否  該当なし |
| ３　電磁的記録等 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。 | 平18厚令171  第224条第1項 | 電磁的記録簿冊 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。 | 平18厚令171  第224条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第７　変更の届出等 | （１）指定短期入所事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定生活介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第1項  施行規則第34条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定短期入所事業者は、当該指定短期入所の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第2項  施行規則第34条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第８　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い  １　基本事項 | （１）指定短期入所に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第7により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし、その額が現に当該指定短期入所に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所に要した費用の額となっているか。） | 法第29条第3項  平18厚告523  の一  平18厚告539  法第29条  第3項 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）(1)の規定により、指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その　　額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 平18厚告523  の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ２　短期入所サービス費 | （１）福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）については、区分１以上に該当する利用者（障害児を除く。）に対して、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  (７) 短期入所サービス費  ①　短期入所の対象者について  短期入所については、次の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、指定障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする者が対象となるものであること。  ただし、介護を行う者との同居をサービス利用の要件とするものではなく、単身の利用者であっても、本人の心身の状況等から市町村が特に必要と認める場合には、短期入所サービス費を算定することは可能であること。  (一)　18歳以上の利用者 区分１以上  (二)　障害児 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）に規定する区分（(７)において「障害児支援区分」という。）１以上  ②　福祉型強化短期入所サービス費について  ①の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等を支援するために、指定短期入所事業所に看護職員を常勤で１以上配置する場合は福祉型強化短期入所サービス費を算定する。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費を算定可能とするが、該当する者等がいない日については福祉型短期入所サービス費を算定すること。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 支給決定の有無  (Ⅰ)を算定する場合、日中サービスを利用していない日であり、日中において短期入所サービスを提供しているかどうか確認(Q&A) | 適  否  該当なし |
|  | （２）福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)については、区分１以上に該当する利用者（障害児を除く。）が、指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、指定自立訓練（機能訓練）等若しくは基準該当自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）等若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等、指定就労継続支援Ｂ型等若しくは基準該当就労継続支援Ｂ型を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）については、平成18年厚生労働省告示第572号「厚生労働大臣が定める区分」に規定する区分1（障害児支援区分1）以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 受給者証で障害児程度区分を確認  (Ⅲ)を算定する場合、指定通所支援を利用しておらず、日中においてサービス提供しているかどうか確認。ショートから養護学校に行く場合も(Ⅳ)を算定(Q&A) | 適  否  該当なし |
|  | （４）福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)については、障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援（平成24年厚労令第15号「指定通所支援基準」第2条第3号に規定する指定通所支援をいう。）、共生型通所支援（指定通所支援基準第2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。）又は指定通所支援基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス（指定通所支援等）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注4 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４－２）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の3に該当する者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注4の2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４－３）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の3に該当する者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等又は指定就労継続支援Ｂ型等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注4の3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４－４）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の4に該当する者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注4の4 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４－５）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の4に該当する者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定通所支援又は共生型通所支援を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注4の5 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）医療型短期入所サービス費（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注１の(1)、（2）若しくは（3）に規定する利用者、重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児）又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注5  平18厚告551  の二の二のイ  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無  医療系サービス費を算定する場合、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬算定は不可（Q&A） | 適  否  該当なし |
|  | （６）医療型短期入所サービス費（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の（1）、（2）若しくは（3）に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注6  平18厚告551  の二の二のロ  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （７）医療型短期入所サービス費（Ⅲ）については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）又は医療型短期入所サービス費（Ⅱ）の算定対象となる利用者については算定していないか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注7  平18厚告236  平18厚告551  の二の二のロ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （８）医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の（1）、(2) 若しくは（3）に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のイに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注8  平18厚告551  の二の二のイ  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （９）医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の（1）、（2）若しくは（3）に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみ指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注9  平18厚告551  の二の二のハ  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （10）医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）の算定対象となる利用者については算定していないか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注10  平18厚告551  の二の二のハ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （11）医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)、(2) 若しくは（3）に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣の定める施設基準」の二の二のイに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523別表第7の1の注11  平18厚告551の二の二のイ  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （12）医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)、(2) 若しくは（3）に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣の定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第7の1の注12  平18厚告551の二の二のロ  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （13）医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日に付き所定単位数を加算しているか。ただし、医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）の算定対象となる利用者については算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ③　医療機関において実施する短期入所サービス費について  遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児等に係る短期入所の需要に対応するため、医療機関を利用する場合の単価が設定されているが、具体的な対象者は、次のとおりであること。  (一)　医療型短期入所サービス費(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)  ア　18歳以上の利用者 次の(ア)から(カ)のいずれかに該当すること。  (ア)　区分６に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者  (イ)　区分５以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分５以上に該当する重症心身障害者  (ウ)　区分５以上に該当し、医療的ケアスコアが16点以上の者  (エ)　区分５以上に該当し、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上でかつ医療的ケアスコアが８点以上の者  (オ)　区分５以上に該当し、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって医療的ケアスコアが８点以上の者  (カ)　(ア)から(オ)に掲げる者に準じる状態と市町村が認めた療養介護の対象者  (二)　医療型短期入所サービス費(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)若しくは(Ⅵ)区分１又は障害児支援区分１以上に該当し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すること。  ア　厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者（(一)のアの(ⅱ)に掲げる基準に該当しない重症心身障害者等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第１条で定める特殊の疾病による障害を有する者のうち、常時医学的管理を必要とする者）  イ　医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者 | 平18厚告523  別表第7の1の注13  平18厚告236  平18厚告551の二の二のロ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （13－２）共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）については、区分１又は障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所の事業を行う事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注13の2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （13－３）共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ）については、区分１又は障害児支援区分1以上に該当する利用者が、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注13の3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （13－４）共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注13の4 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （13－５）共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ④　共生型短期入所サービス費について  共生型短期入所の指定を受けた共生型短期入所事業所が共生型短期入所を提供した場合には、共生型短期入所サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。  (一)　対象となる事業  指定障害福祉サービス基準第125条の２第１号に規定する指定短期入所生活介護事業所又は第125条の３第１号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型短期入所  (二)　①の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者を支援するために、共生型短期入所事業所に看護職員を常勤で１以上配置する場合は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定する。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定可能とするが、該当  する利用者がいない日については共生型短期入所サービス費を算定すること。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注13の5 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （14）基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）については、基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523別表第7の1の注14 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （15）基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第6の1の注3に規定する基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）、平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の第54条の12の規定による基準該当児童発達支援若しくは同令の第71条の6において準用する同令の第54条の12の規定による基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  （15－２）利用定員が20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独事業所において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。ただし、10の定員超過特例加算を算定している場合は、算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ⑤　入所の日数の数え方について  短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を含むものとする。  ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所、共生型短期入所事業所、指定共同生活援助事業所等、指定障害者支援施設等の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの（以下「隣接事業所等」と総称する。）の間で、利用者が一の隣接事業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合については、入所の日は含み、退所の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等に入所したような場合は、入所に切り替えた日について、短期入所サービス費は算定しない。  ⑥　短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費等の算定関係について  ア　福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)、共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅰ)又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅰ)については、１日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)、共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅰ)又は共生型  短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅰ)を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。  イ　福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)、共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅱ)又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅱ)については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。  ウ　医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、１日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価しており、医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。なお、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定しながら、相互の合議による報酬の配分により指定生活介護等の他のサービスを利用することを妨げるものではない。  エ　医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)、(Ⅴ)及び(Ⅵ)については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。  ⑦　定員規模による所定単位数の算定について  単独型の指定短期入所事業所において、運営規程に定める利用定員が20人以上の場合は、利用者全員につき所定単位数の100分の90を算定する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。  ⑧　共生型短期入所事業所に社会福祉士等が配置されている場合の所定単位数の算定について  指定基準の規定により配置することとされている従業者として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が一定の割合以上であり、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合に、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の割合に応じて算定できることとする。  なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。  ⑨　地域生活支援拠点等である場合の加算について  市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所の場合、指定短期入所等の利用開始日について、１日につき定める単位数に、さらに100単位を加算するものとする。 | 平18厚告523別表第7の1の注15  平18厚告523  別表第7の1  の注15の2 | 適宜必要と認める報酬関係資料  適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （15－３）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録されていない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合であっても、減算していないか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することしているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注15の3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （15－４）共生型短期入所サービス費については、共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、指定障害福祉サービス基準第125条の2第2号又は第125条の3第2号の規定により置くべき従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が次の①又は②に掲げる割合以上であるものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において、共生型短期入所を行った場合に、当該割合に応じ、それぞれ①又は②に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ①　100分の35　　　15単位  ②　100分の25　　　10単位 | 平18厚告523  別表第7の1  の注15の4 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師  　　　　　　人  基準により置くべき従業者  　　　　　　人 | 適  否  該当なし |
|  | （15－５）平成18年厚生労働省告示台551号「厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所等の施設基準ニに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注15の5 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （16）短期入所サービス費の算定にあたって、利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに指定単位数に乗じる割合」の三の表の上欄に定める基準に該当する場合に、同表の下欄に定める割合を指定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の1 の注16  平18厚告550  の三 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （17）利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間（2の(2）若しくは(4)又は(11)、(12)若しくは(13)を算定する場合を除く）は、短期入所サービス費を算定していないか。 | 平18厚告523  別表第7の1  の注17 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ３　短期利用加算 | 指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（指定短期入所事業所等）において、指定短期入所又は共生型短期入所（指定短期入所等）を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ⑩　短期利用加算の取扱いについて  報酬告示第７の２の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、１年間に通算して30日を限度として算定する。 | 平18厚告523  別表第7の2  の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定事例あれば、利用開始から30日以内の利用日について加算算定している確認 | 適  否  該当なし |
| ３－２　常勤看護職員等配置加算 | 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、２の（16）に該当する場合は、算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ⑪　常勤看護職員等配置加算の取扱いについて  報酬告示第７の２の２の常勤看護職員等配置加算については、常勤換算方法で１以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）を配置している場合に、利用定員に応じ、算定できるものであること。 | 平18厚告523  別表第7の2  の2注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 常勤看護職員配置数  　　　　　　人 | 適  否  該当なし |
| ３－３　医療的ケア対応支援加算 | 福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の2に該当する者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ⑫　医療的ケア対応支援加算の取扱いについて  報酬告示第７の２の３の医療的ケア対応支援加算については、福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、第556号告示の別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者等に対して指定短期入所等を提供する場合に算定可能とする。 | 平18厚告523  別表第7の2  の3注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ３－４　重度障害児・障害者対応支援加算 | 福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ⑬　重度障害児・障害者対応支援加算の取扱いについて  報酬告示第７の２の４の重度障害児・障害者対応支援加算については、福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、区分５若しくは区分６又は障害児支援区分３の利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の利用者数の100分の50以上である場合に算定可能とする。 | 平18厚告523  別表第7の2  の4注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 前年度の区分５・６の利用者延べ数  　　　　　　人  前年度の全利用者延べ数  　　　　　　人 | 適  否  該当なし |
| ４　重度障害者支援加算 | （１）指定短期入所事業所等において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、2の(5)から(7)までに規定する医療型短期入所サービス費又は2の(8)から(13)までに規定する医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ⑭　重度障害者支援加算の取扱いについて  報酬告示第７の３の重度障害者支援加算については、強度行動障害を有する者に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者（以下「基礎研修修了者」という。）又は行動援護従業者養成研修修了者が支援を行った日は、さらに10単位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。 | 平18厚告523  別表第7の3  の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | （福祉型のみ算定可）  算定事例がある場合、加算対象である旨の受給者証への記載があることを確認 | 適  否  該当なし |
|  | （２）重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の十二に定める者が、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等の提供を行った場合に、更に1日につき所定単位数に10単位を加算しているか。 | 平18厚告523  別表第7の3  の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ５　単独型加算 | （１）単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、2の(5)から(7)までに規定する医療型短期入所サービス費又は2の(8)から(13)までに規定する医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。 | 平18厚告523  別表第7の4  の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | （福祉型のみ算定可）  算定事例がある場合、加算対象である旨の受給者証への記載があることを確認 | 適  否  該当なし |
|  | （２）単独型事業所において、2の(2)の福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、2の(4)の福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)、2の(6)の福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）又は2の(8)の福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、更に所定単位数に100単位を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ⑮　単独型加算の取扱いについて  報酬告示第７の４の単独型加算については、利用者が日中活動を利用する等により、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、(Ⅳ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している日（入所日及び退所日を除く。）であって、指定短期入所事業所における支援が18時間（就寝の時間を含む。）を超える場合については、さらに100  単位を算定可能とする。ただし、指定障害福祉サービス基準第115条第３項第１号に定める単独型事業所については、同一敷地内の日中活動系サービス（別法人の場合は除く。）を利用した日については算定しない。 | 平18厚告523  別表第7の4  の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ６　医療連携体制加算 | （１）医療型連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費若しくは共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者、平成20年厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」別表第一医療診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料（Ⅱ）若しくは平成20年厚生労働省告示第67号「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」別表の訪問看護基本療養費(Ⅱ)（以下「精神科訪問看護・指導料等」）の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは平成18年厚生労働省告示第523号別表第10の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等の行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第7の5の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定事例あれば、看護行為に係る記録を確認  事業所に配置している看護職員でも算定可  加算算定となる看護行為を行う利用者が１人でも、別に加算算定とならないバイタルチェックのみの利用者がいる場合は、(Ⅱ)を算定する。（Q&A） | 適  否  該当なし |
|  | （２）医療型連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第7の5 の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度とし、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第7の5 の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）医療連携体制加算（Ⅳ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の7に該当する者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度とし、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は医療連携体制加算（Ⅰ）、医療連携体制加算（Ⅱ）若しくは医療連携体制加算（Ⅲ）までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第7の5 の注4  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ▲喀痰吸引等を介護職員が実施している場合、  ①認定証の有無、  ②事業所登録の有無を確認。 | 適  否  該当なし |
|  | （５）医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の7に該当する者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度とし、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は医療連携体制加算（Ⅲ）を算定している利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第7の5 の注5  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）医療連携体制加算（Ⅵ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度とし、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は医療連携体制加算（Ⅲ）若しくは医療連携体制加算（Ⅴ）を算定している利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第7の5 の注6  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）医療連携体制加算（Ⅶ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。 | 平18厚告523別表第7の5の注7 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （８）医療連携体制加算（Ⅷ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅵ）までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第7の5の注8 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （９）医療連携体制加算（Ⅸ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第２号の２・ニに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ⑯　医療連携体制加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第７の５の医療連携体制加算(Ⅰ)から（Ⅷ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。  ア　指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。  なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。  イ　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。  ウ　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。  エ　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年３月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。）  (二)　報酬告示第７の５の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)について、看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。  ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  イ　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  ウ　ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。  (三)　報酬告示第７の５の医療連携体制加算(Ⅵ)について、看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、医療連携体制加算（Ⅴ）又は（Ⅵ）を算定する利用者を合算して３人を限度とすること。なお、医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）に該当する利用者に対する看護は認められないこと。  (四)　報酬告示第７の５の医療連携体制加算（Ⅳ）から（Ⅵ）における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間は連続した時間である必要はなく、１日における訪問時間を合算したものであること。  (五)　報酬告示第７の５の医療連携体制加算(Ⅸ)については、３の(８)（共同生活援助サービス費）の㉒の医療連携体制加算(Ⅶ)の規定を準用する。ただし、看護師１人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とする取扱いについては適用しない。 | 平18厚告523別表第7の5の注9 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ７　栄養士配置加算 | （１）栄養士配置加算（Ⅰ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、第6の2の(5)から(13)の医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。  ①　常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。  ②　利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。 | 平18厚告523別表第7の6の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）栄養士配置加算（Ⅱ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は第6の2の(5)から(13)の医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。  ①　管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。  ②　利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ⑰　栄養士配置加算の取扱いについて  報酬告示第７の６の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(Ⅰ)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定短期入所事業所等に配置されていること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあっては、本体施設である障害者支援施設等において、報酬告示第９の１の注４のイ及びロが算定されていない場合には栄養士配置加算(Ⅰ)、報酬告示第９の１の注４のロが算定されている場合には、栄養士配置加算(Ⅱ)を算定することが可能である | 平18厚告523別表第7の6 の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 栄養士が複数の施設及び事業所を兼務している場合、加算算定の対象となるのは、２施設までとする。（併設型、空床利用型は一体として取り扱う。） | 適  否  該当なし |
| ８　利用者負担上限額管理加算 | 指定障害福祉サービス基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者又は共生型短期入所の事業を行う者が、指定障害福祉サービス基準第125条又は第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ⑱　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて  報酬告示第６の９の利用者負担上限額管理加算については、２の(１)の⑲の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の２の（１）  ⑲　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて  報酬告示第１の３の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合  計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条  件としない。 | 平18厚告523別表第7の7 の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定事例あるか  管理事業所のみ  のサービス利用の場合に算定していないか。 | 適  否  該当なし |
| ９　食事提供体制加算 | 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ⑲　食事提供体制加算の取扱いについて  報酬告示第７の８の食事提供体制加算については、２の(６)の⑬の規定を準用する。  なお、１日に複数回食事の提供をした場合（複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。）の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。  ◎留意事項通知第２の２の（⑥）  ⑬　食事提供体制加算の取扱いについて  報酬告示第６の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適  切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。  この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。  なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。 | 平18厚告523  別表第7の8の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無  有の場合、低所得者の食費減額(68単位=３食分)を確認  １日複数回の算定は不可 | 適  否  該当なし |
| 10　緊急短期入所受入加算 | （１）緊急短期入所受入加算（Ⅰ）については、福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している場合であって、指定短期入所事業所等が、平成18年厚生労働省告示第556号の七に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、当該指定短期入所等を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523  別表第7の9  の注1  平18厚告556  の七 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ㉔ＱＡ問65・65  -2  ㉔ＱＡ問60  ((Ⅰ)は空床型不可)・62・63・64  ㉔ＱＡ問59・62  ㉔ＱＡ問61 | 適  否  該当なし |
|  | （２）緊急短期入所受入加算（Ⅱ）については、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号の七に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ⑳　緊急短期入所受入加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第７の９のイの緊急短期入所受入加算(Ⅰ)につ　いては、以下のとおり取り扱うこととする。  ア　緊急短期入所受入加算(Ⅰ)は、緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算する。  イ　「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。  ウ　緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。  エ　既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希　望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行うこと。  オ　本加算の算定対象期間は原則として７日以内とする。ただ  し、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて　　　長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、７日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。  (二)　報酬告示第７の９のロの緊急短期入所受入加算(Ⅱ)につ　　　　いては、以下のとおり取り扱うこととする。  ア　緊急短期入所受入加算(Ⅱ)は、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって、かつ、利用を開始した日の前々日、前日、又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合に算定できる。  イ　緊急に受入れを行った事業所については、当該利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と密接な連携を行い、相談すること。  ウ　緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。  エ　緊急受入に対応するため、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また、空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は基幹相談支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。 | 平18厚告523  別表第7の9  の注2  平18厚告556  の七 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 11　定員超過特例加算 | 指定短期入所事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第６号に規定する者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、２－（１６）に規定する利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ㉑　定員超過特例加算の取扱いについて  報酬告示第７の10の定員超過特例加算については、以下のとおり取り扱うこととする。  (一)　緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき算定可能とする。  (二)　「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で定員超過特例加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。  (三)　定員超過特例加算は、10日を限度として算定する。  (四)　定員超過特例加算を算定している場合にあっては、報酬告示第７の１の注16の定員超過減算及び第７の１の注15の２の大規模減算は適用しない。 | 平18厚告523別表第7の10の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 10日を限度として算定しているか。 |  |
| 12特別重度支援加算 | （１）特別重度支援加算(Ⅰ)については、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、厚生労働省告示第556号の七に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第7の11  の注1  平18厚告556  の七 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ㉔ＱＡ問65-3 | 適  否  該当なし |
|  | （２）特別重度支援加算(Ⅱ)については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号の七の二に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、（１）を算定している場合には算定していないか。 | 平18厚告523  別表第7の11  の注2  平18厚告556  の七の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）特別重度支援加算(Ⅲ)については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号の八に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、（１）又は（２）を算定している場合には算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ㉒　特別重度支援加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第７の11のイの特別重度支援加算(Ⅰ)及びロの特別重度支援加算（Ⅱ）については、以下のとおり取り扱うこととする。  ア　規定の状態が６か月以上継続する場合であることを原則とするが、新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が１か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が６か月以上継続する場合とすること。  イ　判定スコアの(１)については、毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・ＮＩＰＰＶ・ＣＰＡＰなどは、レスピレーター管理に含むものとすること。  ウ　判定スコアの(８)及び(９)については、経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択すること。  エ　判定スコアの(14)については、人工膀胱を含むこと。  (二)　報酬告示第７の11のハの特別重度支援加算(Ⅲ)については、第556号告示第８号の別に厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また、当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。  ア　第556号告示第８号(１)の「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは当該月において１日当たり８回（夜間を含め約３時間に１回程度）以上実施している日が20日を超える場合をいうものであること。  イ　第556号告示第８号(２)の「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において１週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。  ウ　第556号告示第８号(３)の「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。  エ　第556号告示第８号(４)の「人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週２日以上実施しているものであり、かつ、下記に掲げるいずれかの合併症をもつものであること。  ａ　透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病  ｂ　常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下）  ｃ　透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの  ｄ　出血性消化器病変を有するもの  ｅ　骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの  ｆ　うっ血性心不全（ＮＹＨＡⅢ度以上）のもの  オ　第556号告示第８号(５)の「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態、又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度が90％以下の状態で、常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っ  ていること。  カ　第556号告示第８号(６)の「膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第５号に掲げる身体障害者障害程度等級表の４級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。  キ　第556号告示第８号(７)の「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。  ク　第556号告示第８号(８)の「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第３度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。  第１度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない）  第２度：皮膚層の部分的喪失（びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの）  第３度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれ  ば、及んでいないこともある  第４度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している  ケ　第556号告示第８号(９)の「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。 | 平18厚告523  別表第7の11  の注3  平18厚告556  の八 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 13　送迎加算 | （１）平成24年厚生労働省告示第268号の二のイに定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所等を除く。）において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523  別表第7の12  の注1  平24厚告268  の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  　有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）平成24年厚生労働省告示第268号の二のロに定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ㉓　送迎加算の取扱いについて  報酬告示第７の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱う  こととする。  (一)　送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。  (二)　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。 | 平18厚告523  別表第7の12  の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ㉔ＱＡ問36・37・  38・39 | 適  否  該当なし |
| 14　日中活動支援加算 | 次の①から③までの基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算していないか。  　①　保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（②において、「保育士等」という。）が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。  　②　利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。  　③　利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。    ◎留意事項通知第２の２の（７）  ㉔　日中活動支援加算の取扱いについて  報酬告示第７の13の日中活動支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。  (一)　医療型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）を算定する場合であって、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者について、（二）により作成される日中活動実施計画に基づき指定短期入所行う場合に算定可能とする。  (二)　日中活動実施計画は、以下の手順で作成すること。  ア　保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他職種の者（以下この㉔において「保育士等」という。）が共同し、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容の検討をすること。保育士等が共同して検討するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  イ　保育士等は、検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定短期入所の日中活動における活動目標及び留意事項等を記載した日中活動実施計画原案を作成すること。  ウ　保育士等は、利用者に対する指定短期入所に当たる担当者等からなる会議を開催し、日中活動支援計画原案の内容について意見を求め、日中活動支援計画を作成すること。なお、作成した日中活動支援計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  エ　保育士等は、日中活動支援計画の作成後、当該計画の実施状況について記録した上で把握を行うとともに、定期的に評価し、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。 | 平18厚告523  別表第7の13  の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 15　福祉・介護職員処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の二十に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　2から14までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  ②　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　2から14までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  ③　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　2から14までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数 | 平18厚告523別表第7の14の注  平18厚告543の二十準用（二） | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無  ㉔ＱＡ問31-2 | 適  否  該当なし |
| 16　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の二十一に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、2から14までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（７）  ㉕　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  報酬告示第７の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、２の(１)の㉑の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の２の（１）  ㉑　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月25日付け障障発0325第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。 | 平18厚告523  別表第7の15の注  平18厚告543の二十一 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
| 17　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算  ＜居宅介護準用＞ | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、２から14までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎厚生労働大臣が定める基準　21の２  第３号の２の規定を準用する。  ◎厚生労働大臣が定める基準　３の２  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  ロ　指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。  ハ　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  ニ　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  ホ　居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。 | 平18厚告523  別表第７の16の注  平18厚告543の21号の２ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出  有り  無し | 適  否  該当なし |